

野田市告示第66号

野田市公契約条例に規定する賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の令和5年度の最低額は、別表のとおりとする。

令和5年3月30日

野田市長 鈴木 有

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の令和5年度の最低額

1 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
1 特殊作業員	2,784	27 普通船員	2,816
2 普通作業員	2,402	28 潜水士	4,665
3 軽作業員	1,711	29 潜水連絡員	3,496
4 造園工	2,529	30 潜水送気員	3,422
5 法面工	3,039	31 山林砂防工	3,082
6 とび工	3,209	32 軌道工	5,812
7 石工	3,156	33 型わく工	2,816
8 ブロック工	2,922	34 大工	2,922
9 電工	2,805	35 左官	3,092
10 鉄筋工	3,145	36 配管工	2,667
11 鉄骨工	2,731	37 はつり工	2,901
12 塗装工	3,167	38 防水工	3,369
13 溶接工	3,241	39 板金工	3,262
14 特殊運転手	2,912	40 タイル工	2,710
15 一般運転手	2,529	41 サッシ工	3,060
16 潜かん工	3,411	42 屋根ふき工	2,848
17 潜かん世話役	4,240	43 内装工	3,135
18 さく岩工	3,613	44 ガラス工	3,050
19 トンネル特殊工	3,390	45 建具工	2,880
20 トンネル作業員	2,859	46 ダクト工	2,710
21 トンネル世話役	3,889	47 保温工	2,667
22 橋りょう特殊工	3,369	48 建築ブロック工	2,795
23 橋りょう塗装工	3,326	49 設備機械工	2,699
24 橋りょう世話役	3,868	50 交通誘導員A	1,839
25 土木一般世話役	2,986	51 交通誘導員B	1,594
26 高級船員	3,549		

2 その他の職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
52 電気通信技術者	3,666	57 船団長	3,549
53 電気通信技術員	2,465	58 潜水世話役	4,665
54 製作工（橋梁）	3,050	59 機械設備製作工	3,007
55 機械工	3,241	60 機械設備据付工	2,848
56 助手	2,402		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。